

「ペルフルオロヘキサンスルホン酸とその塩」の所用の措置について（答申案）

令和 5 年 2 月 17 日

標記について、下記の通りの措置を講じることが適当である。

記

- 1 法第 24 条第 1 項に規定する政令で定める製品については、次の表の左欄に掲げる化学物質ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる製品とすることが適当である。

化学物質	法第 24 条第 1 項に規定する政令で定めるべき製品
ペルフルオロ（ヘキサン-1-スルホン酸）又はその塩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ・ 金属の加工に使用するエッチング剤 ・ メッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 ・ はつ水剤・はつ油剤及び繊維保護剤 ・ 半導体の製造に使用する反射防止剤 ・ 半導体の製造に使用するエッチング剤 ・ 半導体用のレジスト
ペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が 6 のものに限る。）又はその塩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ・ 金属の加工に使用するエッチング剤 ・ メッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をし

	<p>た衣服</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした <p>た床敷物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ はつ水剤・ はつ油剤及び繊維保護剤 ・ 半導体の製造に使用する反射防止剤 ・ 半導体の製造に使用するエッチング剤 ・ 半導体用のレジスト
--	---

2 法第 28 条第 2 項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品については、次の表の左欄に掲げる化学物質ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる用途とすることが適当である。

化学物質	法第 28 条第 2 項に規定する技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品
ペルフルオロ（ヘキサノー 1ー スルホン酸）又はその塩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
ペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であつて、炭素数が 6 のものに限る。）又はその塩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤